

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2012. 5.10発行〈通巻第423号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 厚生労働省の「提言」は最初の第一歩  
「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」取りまとめ…… 2
- 日韓石綿被害者交流及び制度改善のためのワークショップ …………… 6
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その23 古川和子 ……………12
- 韓国からのニュース ……………14
- 前線から(ニュース) ……………17  
長時間労働に損害賠償を命じる勝訴判決 大阪

4月の新聞記事から／19  
表紙／ソウル近郊高陽市での廃棄物処分場抗議行動  
(2012年3月22日)

# 厚生労働省の「提言」は最初の第一歩

## 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」取りまとめ

今年2012年3月15日、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」(以下、円卓会議という)は、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002555no-att/2r9852000002560k.pdf>)を取りまとめ、公表した。提言には別紙として「職場のパワーハラスメントの概念と行為類型」が添付されており、厚生労働省として職場でのハラスメント行為についての概念を定義している。国として職場のハラスメントの定義を設けたのは初めてで、大変意義がある。円卓会議の下に設けられたワーキンググループが作成した報告書で、この「別紙」の元となる定義が提案された時点で、マスコミも大きくこれを報道し、それを目にした人たちの反応も歓迎する声が多かった。しかしながら、「長く待たされた」あるいは「やっとスタート地点ではないか」と感じた方も少なからずいたことだろう。厚生労働省がこの円卓会議を設けるより以前、すでに職場内のハラスメントの問題は顕在化し、「パワー・ハラスメント」という造語で語られ、企業は社内のハラスメント問題の対応に苦慮し、それが原因で精神を病んだ何人もの労働者らが労災と認めるよう行政に訴えを起こしていたからだ。

労働安全衛生問題に取り組む全国のセンターで作る「全国労働安全衛生センター連絡会議」は毎年、厚生労働省に労働行政についての交渉を行っているが、その中でも問題となっている職場のいじめ・嫌がらせ問

題について数年前から厚生労働省として防止ガイドラインを策定するように求めている。しかし、厚生労働省の答えは毎年思わしくなかった。「いじめ」は差別などによる人権問題という面があり、厚生労働省として取り扱うのはどうか、あるいは担当する部署がないと言ったり、またガイドラインなどを設けるのは企業の人事に介入する可能性もあり好ましくないなどと理由をあげて、取り組む姿勢をまったく見せなかった。ところが2010年度の交渉で、厚生労働省は初めて来年度、つまり2011年度にいじめ問題について予算が組まれたことを明らかにした。「まず様々な有識者から広く意見を聞いて、国民の議論を盛り上げていきたい」と回答した。この回答を行ったのは、労働安全衛生課ではなく、厚生労働省の労働基準局労働条件政策課賃金時間室だった。

2011年7月8日に「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」の第1回が開催され、ワーキンググループ(以下、WGという)を設置して具体的な検討を行うことなどが明らかにされた。WGの検討事項は(1)職場のいじめ・嫌がらせ問題の現状と取り組みの必要性について、(2)どのような行為を、防止・解決すべき職場のいじめ・嫌がらせととらえるか等について、(3)職場のいじめ・嫌がらせ問題への取組の在り方についての3つで、残念ながらかねてから要望していた「防止ガイドライン」の策定は検討事項とはならなかった。また、参集者には連合などの労働組合の代表、企業団体

の代表、精神保健学の教授など12人が選ばれたが、実際に労働現場でいじめなどの問題に取り組むなどして実態を知っている人がほとんどいないように見受けられた。

WGは2011年7月11日から2012年1月30日までに6回の会議を持ち、「ワーキンググループ報告」をまとめた。WGの会合については非公開で開催されたため傍聴できなかったが、資料と議事要旨が厚生労働省のホームページに公開されている。

WGの第2回から4回までの会議で、国際的な法規制の状況、行政の相談窓口の取り組み、企業での取り組み、裁判事例などが取り上げられている。

### 問題に取り組もうという呼びかけ

では、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」（以下、提言という）の内容はどのようなものか、見てみよう。

「提言」は1. はじめに～組織で働くすべての人たちへ～（問題の存在）、2. 職場のパワーハラスメントをなくそう（問題に取り組む意義）、3. 職場のパワーハラスメントをなくすために（予防・解決に向けた取組）、4. おわりにの4項目からなってる。また別紙としてパワーハラスメントの概念と行為類型を明示した。

「パワーハラスメント」という言葉は、企業研修などを業務とする株式会社クオレ・シー・キューブの岡田康子氏が創り出した言葉だが、その後、職場で上位の身分を利用して行われるハラスメントという概念を社会的に定着させてきたといえる。「いじめ・嫌がらせ」でなく「パワーハラスメント」という言葉を使うことに関しては委員の中でも議論があったが、世の中に広く浸透しやすい、悪意が前提とは限らないといったことから最終的に「パワーハラスメント」とすることになったようだ。また、すでに取り組

んでいる企業や相談窓口からもなにがパワーハラスメントなのかという定義は必要との声があり、概念という言葉ではあるが、国として初めて明文化した。

そして、職場のパワーハラスメントは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」とした。また類型を示すことで、より具体的に内容を示している。類型は、

- ①暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

の6つである。

そして、①から③については「業務の適正な範囲」を超えるとしているが、④から⑥については、「業務上の適正な指導との線引きが必ずしも容易でない場合がある」ため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にする取組を行うことが望ましい、としている。

### 防止ガイドラインの作成を！

今回の提言の意義は簡潔に言って、1、初めて職場のハラスメントを問題ある行為としてなくすべきとしたこと、2、パワーハラスメントの概念を示したことの2点にあるだろう。ただすでに問題が顕在化して久しく、深刻なケースも多発しているのが現状

であり、対処する側としては、少し足がりができただけという感を否めない。ただ、この提言をもとに、これからはパワーハラスメントは問題ある行為として職場で対処しなければいけないという前提で話を始めることは大きい。多くの使用者側は、どうしても加害者の人格の問題や当事者間の私的な問題として、解決に乗り出さない口実にしてきたし、また職場内に与える影響を軽視してきたからだ。ただし、提言は合わせて発表された「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ報告」（以下、WG報告という）を同時に活用する必要がある。

WG報告は取り組みの必要性・意義として、パワーハラスメントを受けた人、行った人の損失、次に周りの人の労働意欲の低下を含む組織としての損失を述べ、最後に一人ひとりが尊重される職場づくりは生産性の向上にも貢献するとして積極的な取り組みを勧めている。厚生労働省がいじめ問題に取り組むにあたって、どうすれば使用者側に受け入れられるかという点に苦心しているのは、しばしば感じられた。というのは何らかの方針を出したり提言を行ったとしても、使用者側がそれを受け入れて取り組むのでなければ、効果が見込めないためだ。そのために、職場でパワーハラスメントがあった場合の弊害や損失をわかりやすく示し、さらには防止の効果を上げれば企業としての利点もあるという点まで言及している。しかしこの使用者側への配慮が、今回のせっかくの取り組みを「提言」程度の実務的效果の薄いものにとどまらせることになってしまったことは非常に残念である。

問題の背景についても、企業間競争の激化による社員への圧力の高まり、職場内のコミュニケーションの希薄化や問題解決機能の低下、上司のマネジメントスキルの低

下、上司の価値観と部下の価値観の相違の拡大を上げるにとどまっている。このどれもが要因ではあるが、ひとつ、職場の構造的な視点が抜け落ちている。現在、多くの職場で同じ職場内に様々な企業や雇用形態の労働者が混在してる。工場では多くの請負業者が入りラインごとに労働者の雇用企業が違っていたり、IT部門ではほとんどが派遣労働者であったり、営業は契約社員であったり、同じ業務をしても嘱託や短期契約やパート労働者もいる。そのために共同作業も少なく、職場で協力して何かを作り上げ、成果を上げるというようなことがあまりなく、仲間意識が生まれにくくなっている。反対に、昇進や昇給に成果主義が取り入れられ、労働者は互いに競争し合い、業務上のストレスを部下や弱い立場の人への攻撃に変えてしまう。使用者側が経費の削減を人件費の削減でおこなっており、それが雇用の多様化というより雇用の差別化となっている。派遣法の問題や通常の業務も短期の有期雇用労働者でおこなわせているという問題にも踏み込んで考えなければならぬ。その問題に踏み込むのはやはり国の仕事だが、企業の顔色をうかがってそのような認識さえまったくあがっていない。

またWG報告は、パワーハラスメントの概念を定め、行為類型を示した。パワーハラスメントの概念を検討するに当たり、すでにある定義を参考にした。その際には、全国センターといじめ・メンタルヘルス労働者支援センター（IMC）で作成した「職場におけるパワー・ハラスメント防止対策ガイドライン」（IMCホームページ<http://ijimental.web.fc2.com/ijimegaidoraimn.pdf>）も参考とされた。これは「提言」発表以前、ハラスメントの定義がないため難しい職場での紛争の解決に利用

してもらった目的で2011年2月に作成したものだ。さて、行動類型について類型を示したこと自体は歓迎するが、類型④から⑥について、報告では「業務上の適正な指導との線引きが必ずしも容易でない場合がある」と考えられる。こうした行為について、何が『業務の適正な範囲を超える』かについては、業種や企業文化の影響を受け、また、具体的判断については、行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかによっても左右される部分もあると考えられるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にする取組を行うことが望ましい」としている。ここでも使用者側への配慮が判断を曇らせたと考えられるが、④は「業務上明らかに不要なこと」、⑤でも「業務上の合理性なく」との文言がすでに入られており、「業種や企業文化の影響」で判断が異なることはありえない。⑥も業務と関係なく、パワハラでない場合などありえない。出張や配転を命じる都合上、家族状況を把握したい場合も、理由を言って本人に尋ねれば「過度に立ち入る」ようなことにはならない。

報告書はまた取り組み例を簡単に示し、参考にするようになってきている。「予防」ではトップからのパワーハラスメントはなくすべきとのメッセージ、規則やガイドライン作り、実態把握、教育、周知・啓発、「解決」では相談窓口の設置、再発防止があげられている。

最後に言い添えておかなければならないのは、提言も報告も今後、職場が取り組みを始めるきっかけになり、その際に参考となるものだが、あくまでも自主的な取り組みを促すものであり、強制力はない。そのためには、やはり職場のパワーハラスメントの問題は労働安全衛生の問題ととらえる必要がある。そういったことも含め、全国センターとIMCではこれまで労働者とともに

取り組んできた立場から、提言に対するカウンターレポート (<http://ijimental.web.fc2.com/emtakukaigikauntaarepooto.pdf>) を作成し、提言発表と同じ日に公表した。その内容をすべてここでご紹介のは省くが、そのなかの結論部分は「国・自治体が取り組むべきこととして、

1. 今回の提言を踏まえ、事業主、労働者が取り組めるように、「パワー・ハラスメント防止ガイドライン」を早急に作成すること
2. 専門検討委員会を参集し、パワー・ハラスメント行為の防止について労働安全衛生法をはじめとする労働諸法規の改正の可能性について検討すること
3. 国の施策のみならず、各自治体が地域の現状に合わせた対策を労使団体とともに講じること

としている。また、労働組合にも同時に取り組みを求めるとした。ともかく、早急に「防止ガイドライン」を作成するべきだ。

### ディーセント・ワークをめざして

パワーハラスメントは私的な問題で行われることもあるが、使用者が退職勧奨の手段として行ったり、過重な長時間労働を強制したり、その割増賃金を支払わなかったりという形の場合も多くある。これらは国の責任のもと、規制されなければならない。EU諸国では法制化も進んでおり、日本でもそれは決して不可能ではなく、ぜひ国には法制化を目指して欲しいと考える。またILOも主要な優先課題として「ディーセント・ワーク」を掲げており、この「ディーセント・ワーク」つまり「働きがいのある人間らしい仕事」の実現のためにも、最終的には法制化を目指すべきだろう。



を持っている。日本帝国主義の植民地支配により、最初に洪城(ホンソン)の広川(クワンチョン)鉱山をはじめとして、朝鮮半島のあちこちに石綿鉱山が初めて開発され、解放後、日韓間の経済交流が始まりながら、大阪地域の石綿紡績工場が大挙、釜山地域に入ってきた。

日本は2006年から石綿使用を禁止し、韓国は2009年から全面禁止した。日本は2005年のクボタショックを経験しながら、石綿の危険について社会的覚醒が始まり、韓国は2007年のベビーパウダー騒動が契機となった。日本で環境性石綿被害者のための石綿被害救済制度が2006年から始まり、韓国は2011年からだ。二つの国で石綿追放運動は、大変活発な市民運動であり、労働運動分野だ。

アジアにおいて、過去最も多くの石綿を使ってきた日本と韓国、二つの国。今はすべて石綿使用を禁止したが、最も多くの石綿被害者が現れている。日本は2020～30年代に、韓国は2040～50年代に石綿被害発生が最高潮に達するものと予想される。石綿問題に関する日韓間の共通点がある。二国とも石綿工場をアジア隣国に「公害輸出」した。今アジアは、世界で最も石綿使用量が多い地域だ。韓国と日本の石綿被害者と運動家そして専門家たちが集まり、各自の経験を分かちながら両国の石綿被害救済制度改善及びアジア地域での石綿追放と被害者支援のための共同の目標を模索した。

韓国と日本の石綿被害者と環境保健及び産業保健運動家そして医学と法学分野の専門家たちが一同に会し、石綿被害者運動の組織化と活性化のための日韓石綿ワークショップが、20日から3日間、ソウルで開催された。去る2007年からソウルと東京、そして釜山と大阪を行き来し、数回進めてきた日韓間の石綿追放のための交流を基に、

今年は初めて石綿被害者たちが中心となり、石綿問題解決を模索する場が整えられた。

日本側石綿被害者代表は、夫を石綿肺がんで亡くした遺族代表古川和子氏と、石綿工場に勤めていた前職労働者たちが参加し最近結成されたアスベスト・ユニオンを代表した中村猛氏が参加し、韓国側石綿被害者を代表し、忠南洪城の石綿鉱山地域の石綿肺患者チョン・ジヨル氏、釜山石綿紡織工場に勤めていた石綿肺患者パク・ヨング氏、そして京畿道に住む悪性中皮腫患者チェ・ヒョンシク氏等が参加した。ワークショップ参加者たちは、石綿被害者を中心に日韓両国の石綿問題を解決し、ひいてはアジア地域の石綿問題解決にも先頭に立つことを誓った。来る6月末、クボタショック7年の行事に韓国の石綿被害者代表団を招請する等、両国の石綿被害者交流を活発に展開することにした。ワークショップの主要内容と成果を要約する。

## 1. セッション1；石綿被害者運動の組織化及び活性化

### 1) 日本の石綿被害者活動

① 石綿被害者の集まりである「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が2004年に結成された。最初60人の会員が、今は500人、全国に11の支部が組織されており、12番目の組織として九州支部が準備中である。初期には労災被害者が多く、2005年のクボタショック以降、環境性被害者が多くなった。

② 活動内容は、労災と救済相談を中心に、医療相談、看病相談を中心に行う。課題は、患者会員の要求と遺族会員の要求を調和させることと、会員間の結びつきを高め、労災と救済制度の問題点改善に先頭に立つことである。彼らは毎年3月末、東京に集まり、被害者大会を持つ。



チョン・ジヨル氏（忠南地域）



チェ・ヒョンシク氏（中皮腫患者）

③ 最近、石綿工場に勤めて退職した労働者たちを中心にして、アスベスト・ユニオンを結成した。石綿曝露後、数十年の長い潜伏期間を経た後、発病する特徴を反映したもので、労働運動が主に現職労働者のみで行われている現実を克服するための努力の結果である。

## 2) 韓国の石綿被害者活動

① 2007年11月、釜山の石綿紡績工場に勤めた中皮腫患者ウォン・ジャムスン氏が会社を相手にした民事訴訟で勝訴したことを契機に、20人余りの同僚労働者が集まり始めたのがきっかけである。現在は前職労働者184人、工場周辺に住み石綿疾患に罹患した住民7人が会員として参加している。

② 2011年から始まった石綿被害救済制度の直接の背景となった石綿鉸山地域の被害者たちの集まりである石綿鉸山委員会の場合、忠南(チュンナム)洪城と保寧(ポリョン)に多くの会員がいる。2011年の一年間に救済が認められた459人のうち、34%の156人が忠南に集中している。被害者が多いため死亡者も多く、石綿被害者会名義の弔旗を作り、使用している。

③ 代表的な石綿がんである中皮種患者の

集りも活発だが、患者間の連絡をやりとりして、病と看護についての情報を分かち合い、慰めている。

④ 石綿被害者たちは毎年、被害者大会を開いて社会の関心を求め、不備な制度改善のため先頭に立っている。近頃は、最近石綿に曝露し不安な状態にある市民のための対策活動が重要視されている。

## 2. セッション2；石綿被害法的訴訟事例比較及び経験共有

### 1) 日本の石綿被害訴訟事例

① 訴訟の種類は、国を相手にした国家賠償訴訟と民事訴訟がある。国家賠償訴訟は、在日韓国人が多く関連している大阪泉南地域の1、2次訴訟、クボタ訴訟、そして首都圏建設労働者の1、2次訴訟等、5件ある。

② 民事訴訟は20件余りの訴訟事例があるが、石綿が吹き付けられた建物に入居している文具店主が中皮腫に罹患した環境性事例、石綿工場に勤める労働者の家族が中皮腫に罹患した家族被害事例、自動車整備工が中皮腫に罹患した事例等、中皮腫・肺がん・石綿肺・胸膜プラーク等の疾患被害者が提起したものである。法的訴訟件数よりずっと多くの60～70





**パク・ヨンク氏（釜山地域）**

余りの事例が、訴訟前段階で交渉解決したり、労働組合を通じ解決している。

- ③ 70年代初、釜山第一化学に青石綿紡織機械を入れて合弁会社を立て、前職労働者と住民等5件の訴訟に係っている日系石綿企業ニチアスの場合、日本国内でも4件の訴訟を受けている状態だ。ヨーロッパ系石綿セメント会社として、最近イタリア裁判所がイタリア労働者と住民3000人に石綿被害を被らせた嫌疑で刑事責任を問われたエタニット事件があるが、エタニットから技術導入した日本エタニット社（現在はミサワ・リゾート）の工場の前職労働者も、全国各地で5件の訴訟を提起した。

## 2) 韓国での石綿被害訴訟事例

- ① 韓国で進められてきた石綿訴訟は、すべて釜山第一E&S（旧第一化学）石綿紡織工場関連の事件だ。釜山で60年代末から90年代初まで、そして90年代初から現在までヤンサンで稼働中の第一E&Sで働いた前職労働者36人と地域住民2人、全部で38人の石綿被害者が2005年から2012年最近まで、12件の訴訟を提起した。原告は死亡労働者、死亡住民の遺族または生存労働者及び家族で、被告は12件が第一E&S、6件が日本の石綿企業ニ



**チェ・エオン氏（BANKO）**

チアス（第一化学に石綿紡織機械を移転し第一アスベストという日韓合弁企業を立てた）そして6件が韓国政府である。被害者は悪性中皮腫、肺がん、そして石綿肺患者で、12件のうち1件が環境性石綿曝露で、11件は前職労働者の労災認定要求（2件）訴訟及び民事訴訟だ。このうち3件は原告勝訴し、1件は高裁で勝訴後、最高裁に係留中である。残りの8件は、1審に係留中である。

- ② 住民被害事例（環境性）と前職労働者の集団訴訟について、3月29日結審が予定されており、4月末判決が出る予定だ。訴訟を担当しているピョン・ヨン Chol 弁護士は、ワークショップで「住民被害と労働者被害すべて勝訴する可能性が高い。特に日本企業について勝訴する場合、国際法であるヘーグ条約に日韓両国が加入しているので、強制執行が可能である」と話した。追記：5月10日に環境性曝露の住民被害と、労働能力喪失に関し争いのない労働者被害について判決が出された。第一E&Sの責任については前職労働者については9割、住民被害については6割が認められたものの、ニチアス、韓国政府に責任はないとされた。住民被害について、会社の責任を認めた

アジアで最初の判決となった。

3. セッション3；石綿被害救済制度の問題点と改善方向－ワークショップの参加者たちは、両国の環境被害救済制度及び労災補償制度の現況を紹介し、共通の問題点を掘り起こし改善方向を論議した。

1) 問題点と改善方向1；環境曝露歴を重視した判断基準に見直さねばならない。

① 現在、日韓両国の石綿被害救済制度は、被害判定過程で環境性石綿曝露歴を全く認めていない。今後、石綿鉱山地域や石綿工場近隣の居住歴等、環境曝露歴を基準に判定するよう、制度を変えねばならない。

② 現在、判定委員会に参加している委員はほとんどが臨床医師であるが、これを職業環境専門医、環境曝露専門家、環境団体と被害者代表の参加を保証し、環境曝露歴のみでも被害を認められるようにしなければならない。(既にヘルシンキ・クライテリアに基づいた内容が、基準の一つに含まれている。受け入れるかどうかの問題は、社会的判断である。)

③ 救済制度を主管する環境部の積極的な姿勢が必要である。環境部が環境性曝露条件を認めなければ、労働者被害と何が違うのか？

2) 問題点と改善方向2；日韓共に肺癌被害者認定率が大変低い。肺癌認定者が中皮腫の2倍になるようにしなければならない。

① 日本の肺癌患者の認定率は各県別に違いが大きいのが平均14.9%で、韓国は40%で、両国とも50%に大きく及ばない。これは悪性中皮腫と違い、肺癌の場合、他の発がん要因が多く存在するというのが理由だが、問題は石綿鉱山や工場周辺等に居住した肺癌患者の場合、環境曝露歴を全く認めず、ただ医学的基準のみで判断するためだ。

② 韓国の場合、肺組織の中に石綿小体の個数を判断基準として定めておいたが、現実的に病院で石綿小体検査をせず、死文化した実情である。曝露基準も職業的曝露条件に基づいたもので高すぎており、全体的に石綿肺癌患者が悪性中皮腫患者より2倍以上多く発生するが、実際救済においては悪性中皮腫が335人認



古川和子氏（患者と家族の会）



中村猛氏（アスベストユニオン）

められたが、肺がんは中皮腫の19%の63人しか認められなかった。これは喫煙者が石綿に曝露した場合、肺がん発生率が50倍以上幾何級数的に高まるという医学的調査結果すら認めないものである。

③ 日本のクボタの地域の場合(尼崎市)、現在まで悪性中皮腫が220人以上認められたが、肺がん被害はたった4人だけ認められている。

④ フランスのように曝露歴を基に肺がん認定率が高い事例を積極的に参考にし、日韓間の医学専門家の特別研究を提案し、これを基に環境性石綿肺がん認定強化のための制度改善を求める。

⑤ 肺がん認定率を高める問題は、日韓両国の石綿運動の核心的共同課題である。

3) 問題点と改善方向3；石綿関連性が確実な悪性中皮腫の場合、全ての中皮腫患者が100%救済されるよう制度が運営されねばならない。日本の石綿被害者運動の目標は「格差と隙間のない救済！」であり、これは韓国の場合も同じである。

4) 問題点と改善方向4；環境救済金と労災補償金の差が大変大きい。

① 環境救済水準を労災水準に均衡をとらなければならず、ひいては環境被害問題を「国家救済+企業補償」の概念に直さねばならない。1級発がん物質石綿の使用を許可した国の行政責任は現在水準の国家救済で、石綿企業の責任は労災水準の企業補償に二元化するのが改善方向の骨子である。

② このため救済基金の納付対象企業を、全ての石綿関連企業に拡大せねばならない。現在、一定規模以上の石綿原料を扱った小数の企業のみ特別交付金納付対象になっているが、石綿含有部品を使用し利潤を取ってきた現代自動車等の自動車産業、三星電子等の電気電子産業、ほ

とんどのセメント産業、石綿蛇紋岩を数十年間副材料に使用してきたポスコ等の製鉄産業など、韓国経済の主要大企業がこれに該当する。

5) 問題点と改善方向5；「過去曝露、現在発症」問題外に、「現在曝露、未来発症」の問題が深刻だ。「石綿健康手帳」発給を拡大し、「生涯がん保険」制度導入等の対策が必要だ。

① 韓国の場合、2011年と今年相次いで、小学校運動場の石綿問題と、学校周辺の石綿汚染源による生徒の登校拒否事態が続いている。これらは全て石綿曝露に対する対策を求めているが、現在の救済制度はこのような問題を解決できないでいる。

6) 問題点と改善方向6；被害救済制度運用に被害者と労働及び環境団体が参加できねばならない。

① 特に韓国の場合、石綿被害救済制度を施行した初年である2011年、179億ウォンの救済基金のうちで13.5%に過ぎない24億ウォンのみ被害者のための救済金として支給された。救済金と同じ水準の12.8%、23億ウォンが運営費用に使われ、大部分である73.6%、131億ウォンは使われず繰り越されてしまった。これは主務部署である環境部が、制度を知らせることに消極的で、石綿被害者を見つけることに積極的に乗り出さなかったためである。また救済金を労災の10~20%水準に、大変低く策定したことも主要な理由だ。

② このように救済制度が、企業偏向的、行政の都合の良いように運営される問題を改善し、被害者中心に運営されるよう積極的に改善せねばならない。

(18頁につづく)

## 連載 それぞれのアスベスト禍 その23

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

#### 孤独な闘病

元看護師であった河村三枝さん(52歳)は、H 21 年 12 月に胸膜中皮腫を発症した。

河村さんは山口県防府市在住で、現在は「国立病院機構山口宇部医療センター」において治療中だ。「胸膜中皮腫と診断がついた時には既にステージ IV と告知され、手術もできず根本的な治療法はない。効果が期待されるといわれる抗がん剤治療をするも、著明な効果はなく辛い副作用だけが残った」と河村さんは語っている。

環境再生保全機構に石綿に寄る救済法の申請を行い 22 年 5 月 1 日付で認定された。しかし自身の居住歴や職歴のなかにおいて、アスベストとの接点が見つからない彼女は常に「何処で吸ったのだろうか」と心の中で自問自答を繰り返していた。

河村さんと私が出会ったのは、2010 年 11 月 28 日だった。患者と家族の会「宇部集会」にご主人と二人で参加して下さったのだ。集会の中で「何処でアスベストを吸ったのか解らない。元看護師で、看護学校時に大阪府高槻市に住んでいた」という河村さんの言葉に、私の心は騒いだ。高槻市といえば、かつて「浅野スレート(現、エーアンドエー)

大阪工場」があった。「近隣曝露か？」と早速調べ始めたが、どうしても距離的に無理が有った。そしてご両親の職歴なども聞き取りをしたが、これといった接点は見つからない。幼少期を過ごした実家近隣は「田舎」で、それらしき工場も無い。行き詰った私は看護学校時代のことや、看護師の仕事内容を尋ねた。すると「S 55 年から 5 年半勤務した病院で、手術用ゴム手袋をガス滅菌して再利用していました。その作業工程で打ち粉を使っていました」という言葉を聞いた。元同僚の聞き取りなどから「打ち粉」はタルクであると判断して、昨年 9 月に山口労働基準監督署に労災申請を行った。初めての事案であるとして、現在は本省協議中だ。

中皮腫を発症した原因も重大な関心事だが、河村さんの周辺では同病の患者と出会う機会が無かったことも彼女は孤独を感じていた。宇部医療センターでは著名な岡部先生を訪ねて、手術を希望する患者は多い。しかし河村さんのように「手術不可」とされた患者は内科病棟で治療を受けるから、他の中皮腫患者との接点は少ないのだ。

私は「他の患者さんと出会いたい、もっとアスベストの事も知りたい」という河村さんの期待に少しでも応えるべく、4 月 28 日



マイクで話す河村三枝さん（右）

に行われた石綿対策全国連絡会議の総会と、その前の新宿駅西口での街宣行動に誘った。体調のこともあるのであまり期待はしていなかったが、河村さんはとても喜んで「参加します!」と言った。そして当日は宇部市内に住んでいる患者と家族の会広島支部の中村幸恵さんと共に宇部空港から始発の飛行機でやってきた。

新宿駅西口では、100名近い参加者で例年の如くに賑やかに宣伝行動が行われた。皆と一緒にビラ配りをやっている河村さんに「宣伝カーの上に乗ろう」と誘うと一瞬ためらったが快諾してくれた。順番がまわってきてふたりで車の上に乗る、最初に私が話して、バトンタッチを。緊張しながらも、必死でアスベストの危険性を訴えている河村

さんの横顔は、とても力強く感じた。後で「最初は緊張したが、聞いている人と視線が合うと嬉しかった」と語っていた。午後からの総会でも、最後に紹介された。ここで彼女は自身の労災申請の事を語った。するとその瞬間に会場の中でざわめきが起こった。誰もが想像すらできない曝露だったのだろう。

総会が終わった翌日に関東の患者からメールが届いて「先日は全国大会、大変お疲れ様でした。原告の皆さんの切実かつ迫力のあるお話に、思わず涙が出そうになりました。闘病生活の苦しきのお話はわが身の行く末を重ねてしまい、ちょっとだけ辛いところもあるのですが、防府からいらした河村さんの達観したようなお話し振りに少し救われる思いがいたしました」と書いてあった。

患者と家族の会は全国に11支部あるが、まだまだ孤独に闘病している患者がいることを、河村さんを通じて学ばせて貰った様な気がする。河村さんはこの日、飛行機の最終便で帰路についた。「自分が受給している石綿救済法の療養手当は、多くの方の力が有ったことが解りとても感謝しています」と語っている。

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

## 韓国からのニュース

### ■三星電子半導体労働者に初の労災認定／血液癌発病労働者・福祉公団「業務と疾病の因果関係認定」

三星電子半導体の工場で働き『再生不良性貧血』の診断を受けた労働者が産業災害と判定された。三星半導体の労働者の中で癌関連の職業病が認められた最初の事例だ。

勤労福祉公団は10日「三星電子半導体の組み立て工程などで5年5ヶ月間働いたキム某氏の『血小板減少症と再生不良性貧血』を産業災害と承認した」と明らかにした。再生不良性貧血は血液癌の一種で、骨髄の損傷によって造血機能に障害が発生し、白血球・血小板などが減少する病気だ。先天的な場合もあるが、80%程度は後天性だと言われている。後天的な発病原因としては、放射線への曝露とベンゼンの様な化学物質への曝露などが原因だと推定されている。

労災の承認を受けたキム某(37)氏は93年12月から約1年間、三星電子の器興工場で、その後の4年5ヶ月間は温陽工場で働いた。勤務中のキム氏はメッキとチップ切断の業務を行う半導体の組み立て工程で仕事をした。

公団は「勤務の過程でベンゼンが含まれた有機溶剤とホルムアルデヒドなどに間接曝露した可能性がある」とし、「退社当時から貧血と血小板減少の所見があった点などが考慮され、業務と疾病の間の相当因果関係が認められる」と労災承認の背景を説明した。

今年2月、労働部傘下の産業安全保健研究院が発表した半導体の作業環境研究結果報告書によると、半導体の加工ラインだけでなく、組み立てラインでもベンゼンとホルムアルデヒドなど、白血病・再生不良性貧

血の誘発因子が発見された。

公団の労災の判定について『半導体労働者の健康と人権守り』(パノリム)は「あまりにも当然な結果であり、常識的な判断だと考える」。「ヤキモキしながら生きている被害当事者に、少しでも慰めになっただろう」と歓迎した。当事者のキム氏は「信じられない」と話した。2012年4月12日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■『労災死亡労働者追慕週間』／世界労災死亡労働者追慕の日に合わせて多彩な行事

『4・28世界労災死亡労働者追慕の日』を迎えて、様々な行事が展開される。

労働・市民社会・宗教団体で構成された『2012 4・28世界労災死亡労働者市民追慕委員会』は、23日から28日までを追慕週間として文化祭と講演会を開催する。追慕委は23日午前、ソウルの光化門・世宗文化会館の前で記者会見を行って追慕週間を宣言する。追慕委はこの日に、28日が4・28世界労災死亡労働者追慕の日であることと、我が国の労災死亡の深刻性を知らせ、追慕週間に行う行事を紹介する。

追慕行事は、先ず24日から26日まで毎晩7時に参与連帯で教養特別講座が開かれ、非正規職・女性・長時間労働問題が扱われる。25日、ソウル弘大入口駅前では深夜労働に苦しめられる青年労働者の話を聞くことができる。26日、ソウル永登浦の新世界デパートの前では、感情労働者の声が鳴り響く。二つの文化祭は行事時間を特定せず『びっくり行事』として行われる。

メイン行事格の『2012 4・28世界労災死亡労働者追慕文化祭』は28日午後、鍾路の普信閣で行われる。労災死亡関連の映像が上

映され、歌の公演が行われる。

追慕委とは別に『労災死亡対策準備の共同キャンペーン団』は26日午前、ソウル清溪川の「声の広場」で『2012最悪の殺人企業選定式』を開催する。昨年労災死亡者が最も多く発生した企業を発表する予定だ。この日にオンライン投票で選ばれた特別賞受賞企業も公開される。民主労総は28日『労災死亡追慕と労災死亡処罰強化特別法制定要求民主労総決起大会』を全国同時多発で行う。2012年4月23日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■今年最悪の殺人企業は現代建設、特別賞に三星／共同キャンペーン団「現代建設事業場で昨年10人死亡」

現代建設が『労災死亡対策準備の共同キャンペーン団』が選定する今年の『最悪の殺人企業』に選ばれた。

労働健康連帯・民主労総・韓国労総・統合進歩党（ホン・ヒドク議員）とく毎日労働ニュースが共にするキャンペーン団は、26日午前ソウル清溪川の「声の広場」で『2012最悪の殺人企業選定式』を行い、最悪の殺人企業と特別賞受賞企業をそれぞれ発表した。

雇用労働部がホン・ヒドク議員に提出した『2011年重大災害発生現況報告資料』によると、現代建設が元請けをする建設現場で昨年10人の労働者が亡くなった。キャンペーン団は「現代建設が担当する建設現場で、2008年から2010年までの3年間で31人の労働者が死亡した」とし、「すべての建設会社を合わせて、労災で死亡した労働者が最も多い企業の1位であった」と説明した。

現代建設は、キャンペーン団が選定した2007年の最悪の殺人企業賞を受賞したこともある。GS建設（7人）・ロッテ建設（7人）が共同2位とされた。

製造業部門では5人の労働者が死亡した



26日午前、ソウル清溪川・声の広場での記者会見

STX造船海洋が1位に選ばれた。イーマートの機械室で仕事をしていた4人の労働者が死亡したトレイン・コリアがセジン重工業（4人）と共同2位に選ばれた。

労災死亡者が最も多く発生した企業ではないが、社会的に注視しなければならない企業に与えられる特別賞には三星が挙げられた。キャンペーン団は、三星、双龍自動車、KT、韓国鉄道公社など4社を特別賞候補に指定し、オンライン投票を実施した。今月19日から25日までに1100人以上が参加したオンライン投票で、三星は50%以上の圧倒的な得票を獲得した。三星は半導体工場で働く労働者に希少疾患が発病し、論議の中心になっている。

キャンペーン団は「社会的責任を全うしなければならない大企業で、より多くの労働者が死んでいくのが現実」とし、「労働者の労災死亡問題の深刻性を認識し、政府と政界が現実を改善する法・制度改善作業に取り組まなければならない」とした。

今年で7回目を迎える殺人企業選定式は『4・28国際労災死亡労働者追慕の日』に合わせて2006年から行われている。2012年4月27日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■笑って病気になったサービス労働者、「心から笑いたい」／サービス連盟、感情労働に

## 労災認定要求のパフォーマンス

「笑って病気になった人たちがいます。それは感情労働をするサービス職の労働者です。この患者服を着たサービス労働者は身体ではなく、心に傷を負った人たちです。笑いは楽しく、幸せな時に出るもので、誰かがさせればできるものではありません。サービス労働者が心から笑える職場を作りましょう」。

26日午後、ソウルの新世界デパート永登浦店の前に患者服を着た人たちが現れた。その人たちは『感情労働労災認定』のプラカードを持ち、通行する市民に宣伝物を手渡した。

サービス連盟は労災死亡労働者追慕期間を迎えて文化祭を行い、感情労働の労災認定を求めるパフォーマンスを行った。通りにはサービス労働者が働く現場を写した写真が展示された。民衆歌手のヨン・ヨンソク、チ・ミンジュ氏が、公演で労災死亡労働者追慕の日であることを知らせ、感情労働の労災認定を求めた。イ・ソンジョン政策局長は「身体を使う仕事、頭を使う仕事、気を遣う仕事があるのに、気を遣う労働者も健康に働く権利がある」とし、「法・制度の改善で感情労働も産業災害と認定されなければならない」と話した。2012年4月27日 毎日労働ニュース ユンジャウン記者



## ■「労災のない職場、十分なりハビリ、原職服職のために」／韓国労総、第12回労災労働者の日追悼行事開催

4月28日、国際労災死亡労働者追慕の日を記念して、韓国労総が27日午前、ソウル新大方洞・ボラメ公園の労災犠牲者慰霊塔の前で追悼行事を開催した。

韓国労総は2001年4月28日に第1回労災労働者追悼行事を開催して以来、毎年追悼行事を開催してきた。12年目を迎えたこの日の行事には、イ・ヨンドウク委員長を始め韓国労総の関係者と被災労働者たち500人が参加した。

韓国労総はこの日の行事のスローガンを『労災のない職場、十分なりハビリ、原職服職のために』とした。これと共に政府を相手に、△長時間労働と夜間交代労働の改編による健康権保障、△業務上疾病の認定基準の全面改編と、労災保険の社会保障性強化、△非正規職・特殊雇用労働者の産業安全・労災保険制度の全面改編を求めた。

この日の行事ではリハビリ中の被災労働者を励ます授賞式も行われた。パク・ジョンギョ組合員ら3人がリハビリ激励賞（韓国労総委員長の表彰）を、チェ・ソンボク韓国労働災害障害者福祉振興会会長など3人が政府からの表彰を受けた

国際被災労働者の日はアメリカの有名な漫画映画関係者『シムソン家族』のキャラクター人形を作っていたタイの人形工場の工場主が、「労働者が人形を盗み出すかもしれない」として工場の扉を閉めて外出した間に発生した火災で、労働者188人が死亡した大惨事を追慕して始まった。台湾など13ヶ国がこの日を法定の記念日に指定し、全世界の100ヶ国が様々なキャンペーンを行う。2012年4月28日 毎日労働ニュース グ・ウヌエ記者

（翻訳：中村 猛）



# 前線から

## 長時間労働に損害賠償を命じる勝訴判決

Yさん陳旧性心筋梗塞損害賠償裁判

大阪

1月に証人尋問があったYさんの労災民事損害賠償裁判の判決が、4月16日にあった。

Yさんは土木建設業の現場監督として働き、長時間労働により「陳旧性心筋梗塞」をおこして障害等級9級となった。事業主のA社は裁判で、Yさんは事務所ですら仮眠を取ったり、タイムカードを押さずに外出したりしていたとして、長時間労働を否定していた。

もちろん、そんな事実はない。Yさんは現場での業務の後、事務所に戻って事務仕事をして何時間も残業をするのが日常であった上、さらにISO認証を受けるための補助作業なども命じられてとんでもない長時間労働となっていた。

判決は長時間労働をさせ

たことについて、被告側は何ら有効な対策を取らず、事業主の責任を果たしていなかったとした。社長はYさんの長時間労働を知っていたのに、口頭で注意しただけで業務を減らすための努力を何もしていなかったと認定したのだ。事実は口頭注意さえしていなかったのだが。この部分については全面勝訴だった。しかしながら、裁判所はYさんの実際の平均賃金を採用せず、同年齢の賃金センサスを使用し大幅に補償額を上げた。Yさんの平均賃金は膨大な量の残業のために倍に跳ね上がっていた。また、本人の過失も2割とし、その結果、判決額は請求のわずか3分の1ほどになってしまった。

今回の判決で思うのは、

裁判所の減額は単に金額あわせのためであるということ。裁判所としては被告が一度に払えそうな金額として、少なくなっても原告が一定の補償をもらえるようにという配慮をしたものと思われる。

確かに、裁判所を紛争解決機関と考えれば、それもありだと一定の理解は出来る。

しかし、会社が異常な長時間労働を強いた結果、Yさんを殺しかけて障害を負わせたことは、本来、金銭で解決できる問題ではない。長時間労働で脳・心臓疾患を発症して死亡したり障害者となるケース、過労からうつ病を発症して自殺を図ったケースが絶えない。

最近は労働基準監督署も、過重労働のケースで労災申請があれば、監督課に情報提供して監督が事業主に指導に入るという体制が整ってきているが、あまり効果を上げているとは思えない。過労死家族の会は過労死を出した企業名の公表を求めているが、もっと厳しい処分が必要だ。

裁判所はもっと、会社側に厳しい態度をとっていいのではないだろうか。そのことは、運動側としての今後の課題である。

Yさんのケースは、退職

後時間がたってからの発症であったため、長時間労働との因果関係が証明できずに、労災認定さえ困難だった中、家族の支えもあって労災認定を勝ち取り、民事

訴訟でも勝訴することが出来た。発症から約10年ががかった。Yさんとご家族には本当に敬意を表したい。

#### (11 頁つづき)

4. セッション4；アジア地域の石綿問題解決のためにワークショップ参加者たちは、日韓両国の石綿追放運動の経験を基に、アジア地域の石綿問題解決に積極的に行う必要性を共感し、次の通り結論をまとめた。

1) 現在アジアは、全世界石綿使用のほとんどを占めている。アジアの全ての国で石綿使用を速やかに禁止しよう。

2) 日韓両国がこの間隣国のアジア国家に石綿工場を公害輸出したことが、アジア石綿問題の主要原因の一つである。これについて

① 現在、日本と韓国で増加の趨勢にある多くの石綿被害訴訟のうち、石綿企業の海外合弁会社や海外支社関連事例が多い日本と韓国の石綿企業も、今後アジア近隣国家の労働者と住民から類似の問題提起にあう可能性が大変大きい。

② 市民社会レベルで謝罪し、問題解決のための共同の努力を確認する。特に2009年に結成されたアジア石綿追放ネットワーク(A-BAN)を中心に行動プログラムを整える。

③ 日韓両国の政府と経済界も、この問題を認識し、謝罪せねばならない。また問題解決のための対策整備に積極的に乗り出さねばならない。具体的に

A 石綿代替技術(非石綿)を無償で支援せよ。

B 石綿健康被害検診、医療技術と石綿

曝露調査等、学術的支援体系を備えよ。

C 石綿使用禁止、石綿被害救済制度、労災補償制度等、政策交流を活性化せよ。

D このような活動のためアジア石綿被害基金を造成せよ。

④ WHO、UNEP、ESCAP、UNDP等の国際機構も、市民社会と国、経済界のプログラムを積極的に支援せよ。特にアジア環境保健センターを設立し、石綿問題を扱う特別部署を設置せよ。

3) カナダは、大規模石綿鉱山開発を通じアジアに石綿を輸出しようという試みを中止せよ。

4) イタリア石綿セメント工場エタニットの被害者が提起した刑事訴訟原告被害者を積極的に支持し、加害企業の責任を求める。また日本とフィリピン、インド等にあったエタニットアジア工場の被害事例を調査し、被害対策を求める。



# 4月の新聞記事から

4/1 2009年に自殺した大分県立高校の男性教諭(30)の遺族が請求した公務災害の認定を認めなかった地方公務員災害補償基金県支部の決定について、同支部審査会が公務災害と認定する判決を3月27日付で行った。生徒からの暴言などによる精神的ストレスが大きかったとして自殺との因果関係を認めた。教諭は08年4月、校内でも荒れているとされるクラスの担任になり、生徒から暴言を浴びせられるなどして約1か月後にはうつ病などと診断され09年3月に自殺した。

4/2 外務省の警備を担当し昨年3月に胸部大動脈瘤破裂で死亡した58歳の男性について、渋谷労働基準監督署が過労による労災と認定した。男性は2008年6月に警備業務の請負会社に入社し外務省の警備を担当。平均週6日、午前7時半ごろから午後8時ごろまで勤務、11年3月、帰宅途中の路上で倒れ死亡。死亡直前の2カ月の平均残業時間が少なくとも81時間超と認め、労災認定した。

4/5 宮城県登米市立中田中学校での2008年の大泉博史教諭の自殺について、妻が地方公務員災害補償基金県支部の公務外決定に、同支部審査会へ不服を申し立てた。大泉教諭は06年に同校に赴任。月に150時間を超える時間外労働を強いられ、生徒からは給食に睡眠薬を入れられるなどのいやがらせを受けていたという。08年2月7日、授業で暴れた生徒を指導中に校舎3階から飛び降り死亡した。09年公務災害認定を申請したが、同支部は今年2月、自殺は公務外での災害とした。

東京電力福島第1原発事故の収束作業で、厚生労働省が昨年3月14日に被ばく線量の上限を100msvから250msvへ引き上げた直後、経済産業省原子力安全・保安院が上限を事実上350msvまで緩めるよう厚労省に求めていることが、保安院の内部文書で分かった。保安院は福島での被ばく線量を通常時の規定と「別枠」で扱うよう要求。内部文書は保安院に宛てて東電や原子炉メーカーの東芝、日立GEニュークリア・エナジーが送った要請文や、保安院の内部メモ。原発作業員の被ばく問題に取り組む団体が情報公開請求し、保安院が開示した。

4/19 子会社への異動を迫られ鬱病になったとして、NTT西日本大分支店に勤める50代の男性社員が労災給付請求を認めなかった大分労働基準監督署の決定取り消しを求めて、大分地裁に提訴した。男性は子会社での再就職を受け入れるよう上司に迫られ家庭の事情などで拒否したが、上司から不本意な異動を示唆され、鬱病を発症した。男性は労基署に療養補償給付などを請求したが、労基署は09年9月に不支給処分とし、労働保険審査会に再審査請求したが退けられた。

4/22 山口県和木町の三井化学岩国大竹工場のプラントが爆発、炎上した。社員の砂川翔太さんが死亡、社員7人が重軽傷を負ったほか、同工場内と隣接のJ×日鉱日石エネルギー麻里布製油所にいた協力会社「山九」の社員4人が軽傷。同町と隣接の岩国市、広島県大竹市の3市町で少なくとも周辺431世帯の窓ガラスが割れるなどし、住民11人が軽傷を負った。炎は隣接のプラントにも延焼。事故発生15時間後に火勢を鎮圧した。爆発したのはタイヤの接着剤の原料となる有機化合物「レゾルシン」の製造プラント。工場内のプラントに熱源の蒸気を供給するプラントが21日午後

11時半ごろに電気系統の異常のため緊急停止したため、直後から全プラントを緊急停止する作業中に爆発したという。

4/25 野村総合研究所でシステム開発を担当していた男性について、電労労働基準監督署が、精神疾患になったのは長時間労働が原因として、労災認定していたことが分かった。男性は1998年4月に入社。金融機関向けのシステム開発を担当していたが長時間労働が続く、2004年2月、強迫性障害などの精神疾患を発症。休職と復職を繰り返した。同労基署は発症直前の1カ月間の時間外労働を123時間と判断。精神疾患との因果関係を認め、今月19日付で労災認定した。同社は昨年9月、休職期間が満了したとして、同10月での退職を通告。男性側は撤回を求めている。

埼玉県ふじみ野市議会の答弁を巡り、岸川弥生議長から怒鳴りつけられるなどのパワーハラメントを受けて抑うつ状態になったとして、市の前生涯学習部長、高梨真太郎氏が議長に慰謝料150万円などを求めた訴訟の第1回口頭弁論がさいたま地裁川越支部であった。議長側は全面的に争う姿勢を示した。岸川議長は昨年12月2日の市議会本会議で、高梨氏が追加答弁のための文書を指定した時間内に作らなかったなどとして大声で叱責。同5日の常任委員会を担当課長が答弁した際も「部長の指導がなっていない」と怒鳴りつけたり、市長への謝罪を命じた。

千葉県教育委員会は女性教諭に手や脇腹を触るなどのセクハラ行為をしたとして、成田市内の市立小学校の男性校長を1カ月間の減給10分の1の懲戒処分にした。校長は昨年春ごろ、同じ学校の20代後半の女性教諭の手を自分の両手で包み込むようにして職員室から校長室まで連れて行ったり、女性の脇腹を手で触るなどした。県教委の調査では、同校の他の女性教諭からも日常的に校長から体に触られることがあったという。

4/26 08年に滋賀県内で自殺した男性の遺族が、勤務先のビル管理会社での暴行や嫌がらせが原因だったとして、同社と社長に計2000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が京都地裁であった。裁判長は原告の請求を認めて計2000万円の支払いを命じる一方、他殺の可能性に言及した。男性は02年ごろから同社の清掃業務に従事。08年10月25日、滋賀県近江八幡市の琵琶湖畔の林で、首をつって死亡しているのを、捜していた社長が発見した。男性は社長から暴行されたり、「自分はドアホで脳無し人間です」など自らを卑下する始末書を繰り返し書かされたという。

徳島県藍住町の町福祉センター内にあるNPO「ライフ・サポート 徳島」事務所、事務員の女性が男に頭や腹などを刺され死亡した。職員らが刺した無職の男を取り押さえた。男は精神疾患で通院歴があり意味不明なことを話している。同法人は障害者の支援活動をしており女性は経理を担当していた。

4/29 群馬県藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近で、千葉県印西市のバス会社「針生エクスプレス」の大型バスが道路左の防音壁に衝突した。乗客45人のうち7人が死亡、残る38人も重軽傷を負い、うち9人が重傷。バスの男性運転手も軽傷。